

対象事業の種類・規模一覧(概要)

事業の種類		事業の要件
1 建築物の新築及び増築の事業	建築物の新築	高さ又は建築面積若しくは延べ面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積(1)を超えるもの
	建築物の増築	知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積(1)を超えるものの増築(増築後において、その高さ又は建築面積若しくは延べ面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は建築面積若しくは延べ面積(1)を超えるものとなる場合における増築を含む。)
2 鉄塔の新築及び増築の事業	鉄塔の新築	高さ30m超
	鉄塔の増築	高さ30m超(増築後において、その高さが30mを超えるものとなる場合における増築を含む。)
3 ダム(河川法第3条第2項のダムを除く。)の新築及び増築の事業	ダムの新築	高さ20m超
	ダムの増築	高さ20m超(増築後において、その高さが20mを超えるものとなる場合における増築を含む。)
4 鋼索鉄道の新築及び増築の事業	鋼索鉄道の新築	延長70m超
	鋼索鉄道の増築	増築部分の延長70m超
5 索道の新築及び増築の事業	索道の新築	傾斜巨長600m超又は起点と終点の高低差200m超
	索道の増築	増築部分の傾斜巨長600m超又は増築部分の起点と終点の高低差200m超
6 遊戯施設の新築及び増築の事業	遊戯施設の新築	高さ又は地上部分の水平投影面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積(1)を超えるもの
	遊戯施設の増築	知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積(1)を超えるものの増築(増築後において、その高さ又は地上部分の水平投影面積が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める高さ又は地上部分の水平投影面積(1)を超えるものとなる場合における増築を含む。)
7 太陽光発電施設の新築及び増築の事業	太陽光発電施設の新築	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和(1)を超えるもの
	太陽光発電施設の増築	知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和(1)を超えるものの増築(増築後において、その同一敷地内の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和(1)を超えるものとなる場合における増築を含む。)
8 道路の新設及び改築の事業	一般国道等(国・県・市町村道)の新設	4車線以上かつ4km以上又は2車線以上かつ8km以上
	一般国道等(国・県・市町村道)の改築	改良部分4車線以上かつ4km以上又は2車線以上かつ8km以上
	農業用道路の新設	車線5.5m以上かつ8km以上
	農業用道路の改築	車線を2.75m以上増加(増加後車線5.5m以上)かつ8km以上
	林道の新設	車線4m以上かつ8km以上
	林道の改築	改築後の車線4m以上かつ8km以上
9 ダム、堰及び放水路の新築及び改築の事業	河川法第3条第2項のダムの新築	貯水池の水面の面積10ha以上
10 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	普通鉄道の建設	5km以上
	普通鉄道の改良	改良部分5km以上
	新設軌道の建設	5km以上
	新設軌道の改良	改良部分5km以上
11 飛行場及びその施設の設置及び変更の事業	陸上空港等及びその施設の設置	事業の規模に係る要件なし
	滑走路の新設を伴う陸上空港等及びその施設の変更	事業の規模に係る要件なし
	滑走路の延長を伴う陸上空港等及びその施設の変更	滑走路375m以上延長
12 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	一般・産業廃棄物最終処分場の設置	埋立処分面積3ha以上
	一般・産業廃棄物最終処分場の規模の変更	埋立処分面積3ha以上増加
13 公有水面その他の水辺の埋立て及び干拓の事業	公有水面の埋立て又は干拓	埋立干拓区域3ha以上
14 土地区画整理事業等の面事業	土地区画整理法に規定する土地区画整理事業等(2)	施行区域面積(敷地の面積)3ha以上
15 土石又は砂利の採取事業	土石等の採取事業	事業の用に供する区域面積3ha以上
16 森林において土地の形質の変更を行う事業	地域森林計画対象民有林において土地の形質の変更を行う事業(太陽光発電施設の敷地、駐車場、資材置場等を整備するために行うものを想定。)	行為に係る土地の面積1.5ha以上

1 表2参照

2 「土地区画整理法に規定する土地区画整理事業等」:土地区画整理法に規定する土地区画整理事業、新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業、流通団地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業、墓地又は墓園の造成事業、学校用地の造成事業、レクリエーション施設の用に供するための土地の造成の事業及び宅地の造成の事業

対象事業の種類・規模一覧(概要)

富士山景観配慮地区内の区域			工作物の規模			
市町村	大字等	法令に基づく指定地域等	建築物の規模	遊戯施設の規模	太陽光発電施設の規模	
一 富士吉田市	イ 新倉		高さ25m超	高さ25m超	-	
		ロ 上暮地		高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超
	ハ 上吉田	(1) 富士山世界遺産保全地域の区域(国立公園の区域を除く。)	() 一般国道139号(上宿交差点から金鳥居交差点までの区間に限る。)の東側の敷地境界線から当該道路の東側に存する間の川の左岸までの区域及び当該道路の西側の敷地境界線から当該道路の西側に存する間の川の右岸までの区域	高さ13m超 建築面積10,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超
		() ()の区域以外の区域	高さ18m超 建築面積10,000㎡超	高さ18m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超	
		(2) (1)の区域以外の区域	高さ20m超 建築面積10,000㎡超	高さ20m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超	
	ニ イから八までの区域以外の区域	高さ20m超 建築面積10,000㎡超	高さ20m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超		
二 南巨摩郡身延町	イ 釜額	(1) 森林の区域	高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡	
		(2) 本栖湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側50m以内の区域((1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域((1)の区域を除く。)	高さ16m超 延べ面積3,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
		(3) (1)及び(2)の区域以外の区域	高さ16m超 建築面積2,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
	ロ イの区域以外の区域	(1) 森林の区域	高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	
		(2) 本栖湖の周回道路の山の敷地境界線から山側50m以内の区域((1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域((1)の区域を除く。)	高さ16m超 延べ面積3,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
		(3) (1)及び(2)の区域以外の区域	高さ16m超 建築面積2,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
三 南都留郡西桂町		高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超		
四 南都留郡忍野村		高さ10m超 建築面積10,000㎡超	高さ10m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超		
五 南都留郡山中湖村	イ 山中北畠、字藤塚、字杏木道下、字萩塚、字見通下、字出口道下、字沖新畑、字新畑及び字梨ヶ原		高さ15m超 建築面積10,000㎡超	高さ15m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超	
	ロ イの区域以外の区域	(1) 森林の区域	高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	
		(2) 山中湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側50m以内の区域((1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域((1)の区域を除く。)	高さ15m超 延べ面積3,000㎡超	高さ15m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
	(3) (1)及び(2)の区域以外の区域	高さ15m超 建築面積2,000㎡超	高さ15m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超		
六 南都留郡鳴沢村		高さ20m超 建築面積10,000㎡超	高さ20m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超		
七 南都留郡富士河口湖町	イ 船津、小立、勝山及び大嵐	(1) 河口湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側50m以内の区域及び当該敷地境界線に囲まれた区域	高さ16m超 延べ面積3,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
		(2) 富士河口湖町景観計画の湖水・湖畔景観形成地域((1)の区域を除く。)	高さ16m超 建築面積10,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超	
		(3) 富士河口湖町景観計画の市街地・田園集落景観形成地域((1)の区域を除く。)	() 富士山景観形成地域	高さ15m超	高さ15m超	-
			() 富士五湖景観形成地域	高さ16m超	高さ16m超	-
			() 市街地	高さ18m超	高さ18m超	-
		(4) 富士河口湖町景観計画の森林景観形成地域((1)の区域を除く。)	() 富士山景観形成地域	高さ15m超 建築面積10,000㎡超	高さ15m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超
	() 富士五湖景観形成地域		高さ16m超 建築面積10,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超	
	() 市街地		高さ18m超 建築面積10,000㎡超	高さ18m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超	
	ロ 浅川、河口、大石、長浜、西湖、西湖西、西湖南、精進及び本栖	(1) 森林の区域	高さ13m超 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 地上部分の水平投影面積1,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超	
		(2) 河口湖、西湖、精進湖又は本栖湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側50m以内の区域((1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域((1)の区域を除く。)	高さ16m超 延べ面積3,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超	
(3) (1)及び(2)の区域以外の区域		高さ16m超 建築面積2,000㎡超	高さ16m超 地上部分の水平投影面積2,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和2,000㎡超		
ハ 富士ヶ嶺		高さ15m超 建築面積10,000㎡超	高さ15m超 地上部分の水平投影面積10,000㎡超	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和10,000㎡超		

備考

- 一 「富士山世界遺産保全地域」とは、富士吉田市富士山世界遺産条例(平成20年富士吉田市条例第39号)第6条第1項に規定する富士山世界遺産保全地域をいう。
- 二 「国立公園」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。
- 三 「森林」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林をいう。
- 四 「本栖湖の周回道路」とは、二級河川本栖湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。
 - イ 一般国道300号(南都留郡富士河口湖町大字本栖地内の一般県道本栖湖畔線との交差点から南巨摩郡身延町大字中ノ倉地内の一般県道本栖湖畔線との交差点までの区間に限る。)
 - ロ 一般県道本栖湖畔線(全区間)
- 五 「山中湖の周回道路」とは、一級河川山中湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。
 - イ 一般国道138号(明神前交差点から旭日丘交差点までの区間に限る。)
 - ロ 一般国道413号(旭日丘交差点から一般県道富士吉田山中湖自転車道線との交差点までの区間に限る。)
 - ハ 一般県道富士吉田山中湖自転車道線(村道平野81号線との交差点から一般国道413号との交差点までの区間に限る。)
 - ニ 一般県道山北山中湖線(村道平野81号線との交差点から明神前交差点までの区間に限る。)
 - ホ 村道平野81号線(一般県道山北山中湖線との交差点から一般県道富士吉田山中湖自転車道線との交差点までの区間に限る。)
- 六 「河口湖の周回道路」とは、一級河川河口湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。
 - イ 一般国道137号(一般県道青木ヶ原船津線との交差点から主要地方道河口湖精進湖線との合流点までの区間に限る。)
 - ロ 主要地方道河口湖精進湖線(一般国道137号との合流点から南都留郡富士河口湖町大字長浜地内の一般県道青木ヶ原船津線との交差点までの区間に限る。)
 - ハ 一般県道青木ヶ原船津線(南都留郡富士河口湖町大字長浜地内の主要地方道河口湖精進湖線との交差点から町道4065号線との交差点までの区間及び交番前交差点から一般国道137号との交差点までの区間に限る。)
 - ニ 町道3036号線(町道4065号線との交差点から交番前交差点までの区間に限る。)
 - ホ 町道4065号線(全区間)
- 七 「富士山景観形成地域」とは、富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針(次号及び第9号において「指針」という。)第2条第1項第1号に規定する富士山景観形成地域をいう。
- 八 「富士五湖景観形成地域」とは、指針第2条第1項第2号に規定する富士五湖景観形成地域をいう。
- 九 「市街地」とは、指針第2条第1項第3号に規定する市街地をいう。
- 十 「西湖の周回道路」とは、二級河川西湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。
 - イ 主要地方道河口湖精進湖線(南都留郡富士河口湖町大字西湖地内の一般県道青木ヶ原船津線との交差点から町道0173号線との交差点までの区間に限る。)
 - ロ 一般県道青木ヶ原船津線(町道0173号線との交差点から南都留郡富士河口湖町大字西湖地内の主要地方道河口湖精進湖線との交差点までの区間に限る。)
 - ハ 町道0173号線(全区間)
- 十一 「精進湖の周回道路」とは、二級河川精進湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。
 - イ 一般国道139号(一般県道精進湖畔線との交差点から赤池交差点までの区間に限る。)
 - ロ 一般国道358号(赤池交差点から一般県道精進湖畔線との合流点までの区間に限る。)
 - ハ 一般県道精進湖畔線(全区間)